

感染症法に基づく 「医療措置協定」締結等について

令和8年2月2日
秋田県健康福祉部

協定の締結対象医療機関、協定項目等

- ◆ 協定の締結対象となる医療機関は、病院・診療所、薬局、訪問看護事業所
- ◆ 下表①～⑤の5項目の中から、1項目以上を選択して協定を締結
- ◆ 「①病床確保」に係る協定を締結した医療機関は「**第一種協定指定医療機関**」として、「②発熱外来」及び「③自宅療養者等への医療提供」に係る協定を締結した医療機関は、「**第二種協定指定医療機関**」として、知事が指定
 - 第一種及び第二種協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は、公費負担の対象となる。
- ◆ ①病床確保、②発熱外来については、一部の医療機関と、流行初期対応を含む内容の協定を締結

【協定項目と締結対象】

= 第一種協定指定医療機関

= 第二種協定指定医療機関

協定項目	医療措置の内容	医療措置協定の締結対象			
		病院 (有床診療所含む)	診療所	薬局	訪問看護 事業所
① 病床の確保	流行初期 医療確保 措置対象 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	○			
② 発熱外来		○	○		
③ 自宅療養者等への医療の提供	居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する。	○	○	○	○
④ 後方支援	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	○			
⑤ 医療人材派遣	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する。	○	○		

※上記①～⑤のほか、個人防護具の備蓄について合意可能な場合は、協定項目に追加。

病床の確保(各病院の役割分担)

対象事業所：

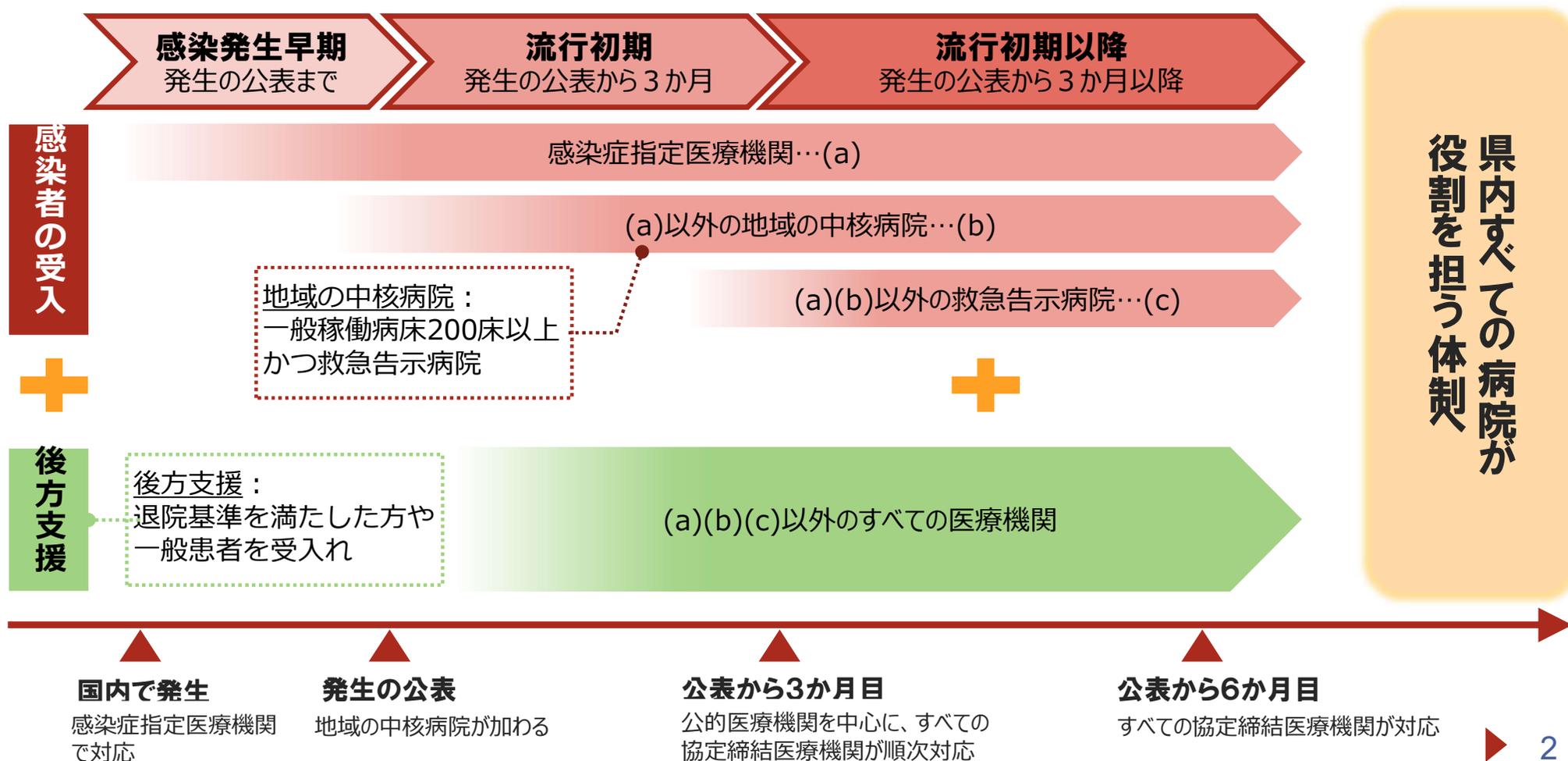
病院

診療所

薬局

訪看

- ◆ 国内での感染発生早期（大臣公表前）の段階は、現行の感染症指定医療機関を中心に対応する。
- ◆ 流行初期（3か月程度）は、感染症指定医療機関に加え、地域の中核病院（※）で対応する。
※一般稼働病床200床以上かつ救急告示病院
- ◆ 流行初期以降は、その他の救急告示病院となっている公的医療機関等が加わり、発生の公表後6か月程度を目途に、感染者の受入れを行う協定を締結した全ての病院での対応を目指す。
- ◆ 感染者の受入れを行う病院以外のすべての病院は、後方支援病院としての役割を担う。

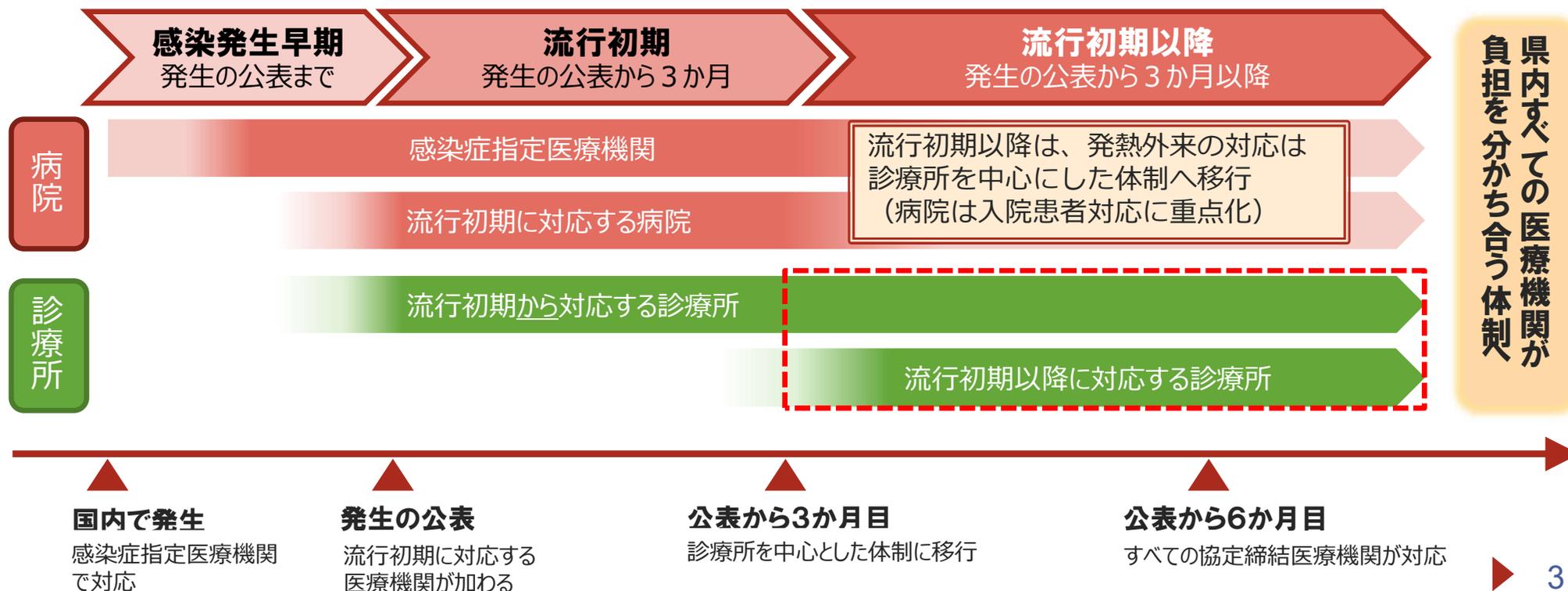


【基本方針】

- ◆ 新型コロナ対応時の最大値の体制を目指すこととし、可能な限り多くの医療機関に協力を求める。
- ◆ 新興感染症発生時の運用にあたっては、入院も含めて、各医療機関の負担が分散されるよう配慮する。

【対応方針案】

- ◆ 国内での感染発生早期（大臣公表前）の段階は、現行の感染症指定医療機関を中心に対応
- ◆ 流行初期（3か月程度）は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置付きの協定を締結した病院及び診療所に対応
- ◆ 流行初期以降は、病床を確保する医療機関の負担を軽減する観点から、診療所を中心とした対応に移行



秋田県感染症予防計画に基づく「医療措置協定」の締結状況（令和7年12月末時点）

確保病床数

時期	目標	実績	進捗率
流行初期	100	121 (121)	121% (121%)
流行初期以降	300	297 (297)	99% (99%)

() 内R6.9末

参考：協定締結病院数

目標 (全病院)	実績
64	61 (60)

() 内R6.9末

発熱外来医療機関数

時期	目標	実績	進捗率
流行初期	40	247 (216)	618% (540%)
流行初期以降	350	261 (229)	75% (65%)

() 内R6.9末

後方支援医療機関数

機関	目標	実績	進捗率
病院	38	36 (35)	95% (92%)

() 内R6.9末

自宅療養者へ医療を提供する医療機関数

機関	目標	実績	進捗率
病院	15	24 (24)	160% (160%)
診療所	150	170 (142)	113% (95%)
薬局	290	357 (344)	123% (119%)
訪問看護事業所	45	30 (29)	67% (64%)

() 内R6.9末

検査の実施体制

検査の実施能力 (件数)	目標	実績	進捗率
流行初期	1,050	2,114	201%
流行初期以降	4,450	2,540	57%

宿泊療養

確保居室数	目標	実績	進捗率
流行初期	14	547	3907%
流行初期以降	415	547	132%